

入湯税特別徴収の手引

令和 8 年 2 月



京都市
CITY OF KYOTO

○ はじめに

鉱泉浴場の経営者の皆様には、入湯税の徴収に当たりまして格別の御尽力をいただき、ありがとうございます。

入湯税は、地方税法で用途が定められている目的税であり、本市におきましては、次の事業に全額使われています。

事業名	金額
観光宣伝事業	71,000千円
環境衛生施設の整備	53,000千円
消防施設の整備	52,000千円
温泉観光推進事業	22,000千円
観光調査事業	20,000千円
温泉利用許可施設に対する助成事業	2,000千円
合 計	220,000千円

※ 表中の金額は、令和7年度当初予算における数値です。

入湯税の納入につきましては、地方税法及び京都市市税条例の規定に基づき、鉱泉浴場の経営者の皆様に、入湯される方から徴収し、毎月、京都市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引を御覧のうえ、入湯税の徴収方法や申告納入の手続について御理解いただき、入湯税の適正な課税及び徴収に御協力をお願いします。

目 次

1	入湯税の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2	納税義務者・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
3	課税免除・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
4	税率・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ページ
5	徴収の方法・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
6	特別徴収義務者・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
7	特別徴収の手続・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
8	延滞金・加算金・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ページ
9	鉱泉浴場経営申告書の提出・・・・・・・・	7 ページ
10	帳簿（徴収原簿）の記載・・・・・・・・	7 ページ
11	税務調査・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ページ
12	申告書等の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ページ
13	よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・	12 ページ
14	参考資料（法令の規定）・・・・・・・・	14 ページ

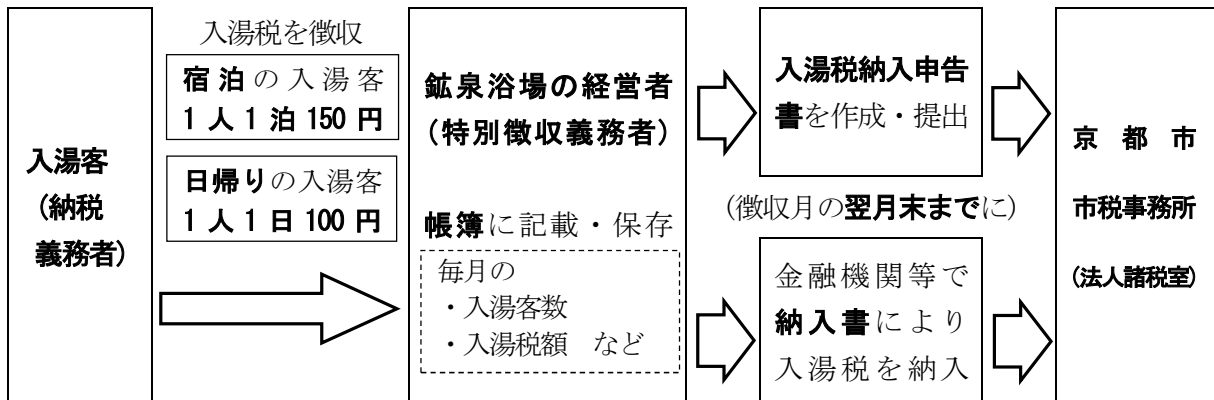
1 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含みます。）に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯される方に課税するものです。

(1) 京都市の制度の概要

納 税 義 務 者	鉱泉浴場に入湯される方
課 税 さ れ な い 方	① 小学生以下の方 ② 共同浴場又は一般公衆浴場（いわゆる銭湯など）に入湯される方 ③ 利用料金が1,500円（消費税及び地方消費税相当額を除きます。）以下である施設に日帰りで入湯される方 ④ 学校教育法に規定する学校（大学を除きます。）の生徒等で、修学旅行その他学校行事に参加されている方及びその引率の方 ⑤ 医療提供施設において入湯される方
税 率	① 宿 泊 客 1人1泊につき150円 ② 日帰り客 1人1日につき100円
徴 収 の 方 法	徴収については、特別徴収の方法（地方公共団体以外の方に地方税を徴収していただく方法）によります。
特 別 徴 収 義 務 者	鉱泉浴場を経営されている方
特 別 徴 収 の 手 続	特別徴収義務者は、鉱泉浴場に入湯される方から入湯税を徴収し、毎月末日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した入湯税納入申告書を提出するとともに、徴収金を納入してください。
特別徴収義務者の申告	① 新たに鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記入した鉱泉浴場経営申告書を提出してください。 ② 提出した申告書の内容に変更があったときは、直ちにその旨を記入した申告書を提出してください。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から7年間保存してください。

(2) 入湯税納入の流れ



2 納税義務者

市内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯される方です。

- ※ 「鉱泉浴場」とは、温泉法に規定する温泉を利用する浴場をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。
- ※ なお、温泉を外から運んできて利用する浴場、いわゆる「運び湯」による温泉施設も、入湯税の課税の対象となります。

3 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 小学生以下の方

外国人観光客の方であっても、小学生以下の年齢に相当する場合（令和8年度：平成26年4月2日以後に生まれた方）は、課税が免除されます。

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場（いわゆる銭湯など）に入湯される方

日常生活において利用される次のような施設への入湯は、課税が免除されます。

- ・ 「共同浴場」とは、業として経営される浴場ではないもので、寮、社宅、療養所等に付設され、専ら日常の利用に供される施設をいいます。
- ・ 「一般公衆浴場（いわゆる銭湯など）」とは、物価統制令の規定に基づき都道府県知事が入浴料金を定めている銭湯（京都府においては、令和8年2月現在、大人12歳以上が550円などとなっています。）などの浴場をいいます。

(3) 利用料金が1,500円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除きます。）以下である施設に日帰りで入湯される方

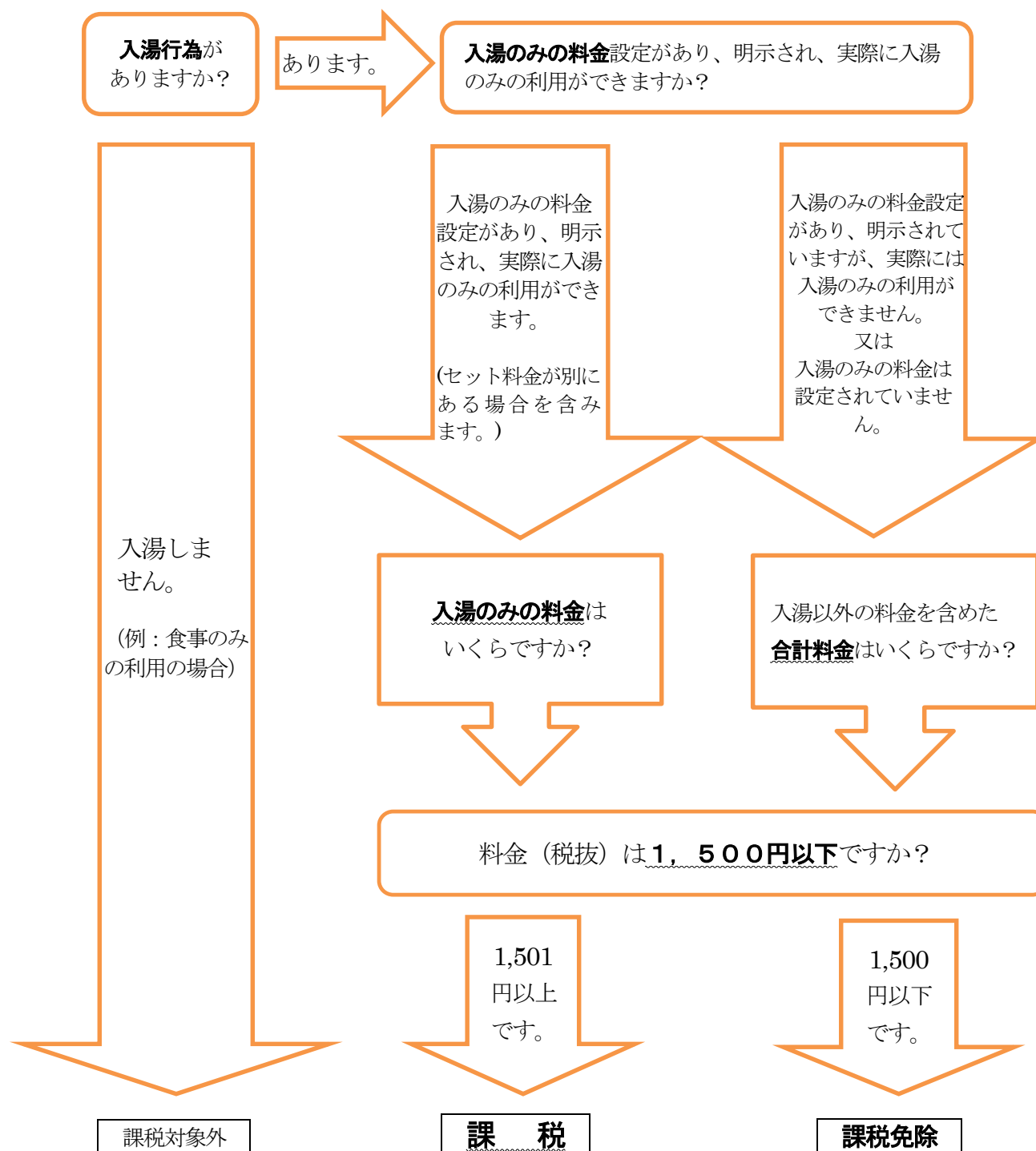
- ・ 日帰り入湯の「利用料金」とは
入湯料、入館料、入場料、休憩料等の名称にかかわらず、入湯しようとする方が鉱泉浴場で日帰り入湯するために必ず支払う必要がある料金をいい、その料金が1,500円（税抜）以下の場合には課税が免除されます。
- ・ 日帰り入湯の「利用料金」の取扱い
日帰り入湯のみの料金設定があり、その料金が明示され、実際に入湯のみの利用ができる場合は、入湯のみの料金が「利用料金」となります。

また、入湯以外の料金が含まれる次のような場合は、3ページの表のとおりです。

- ① 入湯料金に、入湯以外の食事・タオル・休憩等の料金が含まれている場合（いわゆるセット料金）
- ② 食事・タオル・休憩等入湯以外の料金に、追加料金を支払えば入湯できる場合

日帰り入湯のみの料金設定		「利用料金」となるもの
入湯のみの料金設定があり、明示されている場合で	実際に入湯のみの利用ができる場合	入湯のみの料金（①、②とも）
	実際には入湯のみの利用ができない場合	入湯以外の料金を含めた料金 （①の場合、セット料金） （②の場合、入湯以外の料金＋追加料金）
入湯のみの料金設定がなく、入湯のみの利用ができない場合		

（参考）日帰り入湯客に係る入湯税の課税免除の取扱いについて



- ・ その他の日帰り入湯の「利用料金」の取扱いは、次表のとおりとなります。

日帰り入湯の利用状況	「利用料金」となるもの
料金が曜日により異なる場合	実際に利用する曜日の料金
無料券や割引券を使用する場合	無料券や割引券使用後の料金
回数券を使用する場合	販売額を利用可能回数で割った1枚当たりの料金
会員としての期間に応じた会費等が設定されている場合	会費等を会員としての利用可能回数で割った1回当たりの料金

(4) 学校教育法に規定する学校（大学を除きます。）の生徒等で、修学旅行その他学校行事に参加されている方及びその引率の方

- ・ 学校教育法に規定する学校のうち大学を除くものを対象とし、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校が、学校教育上の観点から主催する修学旅行、遠足、部活動等の行事をいいます。

したがって、上記の学校以外の、いわゆる専門学校（専修学校、各種学校）や海外の学校の生徒等は、学校の行事であっても課税免除の対象になりません。

ただし、小学生以下の方は、2ページの3(1)により課税が免除されますので、この規定の対象とはなりません。

- ・ 「引率の方」とは、学校教育上の観点から生徒等の引率を行う教師などの学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等に同行する看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン、スポーツ大会の応援のために参加する保護者などは該当しません。

(5) 医療提供施設において入湯される方

「医療提供施設」とは、病院、診療所、介護老人保健施設などの医療を提供する施設をいいます。

4 税率

(1) 宿泊客 1人1泊につき150円

(2) 日帰り客 1人1日につき100円

同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数にかかわらず、宿泊客は1泊につき、宿泊を伴わない日帰り客は1日につき、入湯税が課税されます。

複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税されますが、利用料金を1回支払うことにより、複数の鉱泉浴場の入湯が可能である場合は、同一の鉱泉浴場への入湯とみなします。

また、「宿泊」とは、旅館業法又は住宅宿泊事業法に規定する、寝具を利用して就寝を

に伴い、施設を利用することをいいます。

したがって、一度の滞在で2日にわたらない場合（いわゆる「デイクース」）や、2日にまたがっても寝具を利用した就寝を伴わない場合は、宿泊に該当しません。

5 徴収の方法

特別徴収の方法によります。

「特別徴収」とは、地方税法及び京都市市税条例の規定に基づき、特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収し、京都市に納入していただく方法です。

6 特別徴収義務者

鉱泉浴場を経営されている方です。

7 特別徴収の手続

(1) 入湯税納入申告書の提出

特別徴収義務者は、鉱泉浴場に入湯される方から入湯税を徴収し、毎月末日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した**入湯税納入申告書（8㊦記入例参照）**を提出してください。

申告書を郵便又は信書便で提出された場合は、郵便物又は信書便物の通信日付印に表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限までに申告書を提出されなかった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

※ 「入湯税納入申告書」については、京都市ホームページからダウンロードできます。

※ 電子申告（eLTAX）での提出も御利用いただけます。（18㊦参照）

(2) 入湯税の納入書による納入

納入金については、毎月末日までに申告書に記入した前月分の徴収税額を次表の金融機関等を通じて**入湯税の納入書（9㊦記入例参照）**により納入してください。（電子申告・納入も御利用いただけます。）

【市税の納付・納入場所】※ 令和8年2月1日現在

①	京都市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所 （ただし、窓口開庁時間に限ります。） 右京区役所京北出張所（ただし、窓口開庁時間に限ります。）
---	--

②	指定金融機関及び以下の収納代理金融機関（全国の本店・支店・出張所）	
	銀行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、福井、滋賀、京都、南都、池田泉州、但馬、徳島大正
	信用金庫	京都、京都中央
	信用組合	京滋、近畿産業
	農業協同組合	京都府信用農業協同組合連合会、京都市、京都中央、京都
	その他	近畿労働金庫
②	近畿2府4県（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県及び和歌山県）の区域内に所在する、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局	

8 延滞金・加算金

(1) 延滞金（令和8年中）

法定納期限内に納入されない場合は、次の割合に乗じた額の延滞金が課されます。

- ① 法定納期限の翌日から1月を経過する日まで 年2.8%
- ② ①の翌日以降 年9.1%

(2) 加算金

過少な申告をされた場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が、それぞれ次表のとおり課されます。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため、決定があった場合 (法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、20%。300万円を超える部分については、30%) (法第701条の12第3項及び4項)
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (法第701条の12第6項)	納入すべき税額×5%

※期限内にその税額を完納し、期限後1か月以内に申告があった場合で、その申告前1年以内に加算金が課せられておらず、かつ、この規定の適用を受けていないときは、不申告加算金はかかりません。(法第701条の12第8項)

9 鉱泉浴場経営申告書の提出

次の①又は②の場合は、鉱泉浴場の施設の内容や利用料金などについて、必要な事項を記入した**鉱泉浴場経営申告書【10 記入例参照】**を提出してください。

特に、日帰り施設（宿泊施設で日帰り利用が可能な施設を含みます。）の利用料金について、入湯と食事等とのいわゆるセット料金が設定されている場合や、平日と休日とでメニューや料金が異なる場合など、全てのプランを申告書に記入できないときは、その内容がわかる資料を申告書に添付してください。

① 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営開始日の前日までに申告してください。

② 提出した申告書の内容に変更があったとき

経営されている方や施設の内容、利用料金など、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちに申告してください。

なお、入湯税を徴収していただく必要のない場合であっても、**鉱泉浴場経営申告書については、京都市市税条例の規定により、鉱泉浴場を経営する全ての方に提出していただく必要があります。**

※ 「鉱泉浴場経営申告書」については、京都市ホームページからダウンロードできます。

10 帳簿（徴収原簿）の記載

特別徴収義務者は、①入湯客総数、②課税免除される入湯客数、③課税対象となる入湯客数、④入湯税額を**帳簿（徴収原簿）【11 記入例参照】**に記載し、**7年間保存**してください。

なお、帳簿については、11 ページの記入例にある様式と同様の事項が網羅されたものであれば、書式等が異なる業務用帳簿に代えていただいても構いません。

※ 「帳簿（徴収原簿）」については、京都市ホームページからダウンロードできます。

11 税務調査

入湯税の適正かつ公平な課税を期するため、電話による確認のほか、実地の調査を行っています。

調査の際には、関係する資料の提示等をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

12 申告書等の記入例

(1) 入湯税納入申告書

様式第47号

入湯税納入申告書（ 〇〇 年 3 月徴収分）

		指 定 番 号	〇△□◇
(宛先) 京 都 市 長		〇〇 年 4 月 10 日	
申告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地		申告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社〇〇温泉旅館 代表取締役 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇〇 個人番号又は法人番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
この申告に係る鉱泉浴場施設	所在地	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地	
	名 称	京都〇〇温泉旅館	
入湯税の納入について、京都市市税条例第180条第3項の規定により申告します。			
		宿 泊 客 分	日 帰 り 客 分
入 湯 客 総 数	①	1,000 人	300 人
課税免除となる入湯客数 (㉑+㉒+㉓)	②	100 人	120 人
区 分	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	㉔ (100 人)	(20 人)
	利用料金1,500円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。）以下	※ 宿泊客分は該当しません ㉕ (人)	(100 人)
	そ の 他 ()	㉖ (人)	(人)
課税対象となる入湯客数 (①-②)		③ 900 人	180 人
税 率		④ 150円（入湯客1人1泊につき）	100円（入湯客1人1日につき）
入 湯 税 相 当 額 (③×④)		⑤ ㉗ 135,000 円	⑥ ㉘ 18,000 円
納 入 す べ き 入 湯 税 額 (㉗+㉘)		⑦ 153,000 円	
備 考			

注1 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記入してください。なお、個人番号を記入する場合には、左側を1文字空けて記入してください。

2 この申告書は、前月中の入湯客について記入し、毎月末日までに提出してください。

3 宿泊客に係る人数については、実人数ではなく宿泊数による延べ人数を記入してください。

※ 宿泊数による延べ人数 … 連泊する宿泊客は、宿泊期間中の1日ごとに計上します。
 (例) 「1人で1泊」の場合 「1人」と記入
 「1人で2泊」の場合 「2人」と記入

(2) 入湯税の納入書

市町村コード 261009										〇〇年度 入湯税納入済通知書 ㊤									
口 座 番 号 01040-1-960001										加 入 者 名 京都市会計管理者									
申 告 対 象 年 月 〇〇年 3 月徴収分										申 告 区 分 指 定 番 号 〇〇年 3 月徴収分 申告 更正 決定 〇△□◇									
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地										株式会社〇〇温泉旅館									
氏名又は名称										様									
納 税 額 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 納 入 金 額 延 滞 金 加 算 金 合 計 額 〇〇年 4 月 30 日										納 入 金 額 延 滞 金 加 算 金 合 計 額 〇〇年 4 月 30 日									
上記の金額を収納したことで通知します。 (宛先) 京都市										上記の金額を納入します。 (宛先) 京都市									
京都市指定金融機関 京都市収納代理金融機関 京都市区会計管理者 取りまとめ局 〒539-8794 大阪社会事務センター (取りまとめ局→加入者)										京都市指定金融機関 京都市収納代理金融機関 京都市区会計管理者 取りまとめ局 〒539-8794 大阪社会事務センター (金融機関又は郵便局保管)									
額 収 日 付 印										額 収 日 付 印									
整理番号 (1)										整理番号 (1)									

(3) 鉱泉浴場経営申告書

様式第47号の3

鉱泉浴場経営申告書

(宛先) 京 都 市 長		〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
申告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒〇〇〇-〇〇〇〇 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地		申告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社〇〇温泉旅館 代表取締役 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇〇	
(ふりがな)	きょうと いちろう	個人番号又は法人番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
担当者氏名	京都 一郎		

鉱泉浴場の経営について、京都市市税条例第184条の規定により申告します。

申告の区分		☐ 開始 ☒ 変更 ☐ 廃止 ☐ その他（ ）	
経営開始又は異動年月日		〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
鉱泉浴場施設	所在地	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地	
	(ふりがな)	きょうとまるまるおんせんりょかん	
	名称	京都〇〇温泉旅館	
施設の種別		☐ 公衆浴場（ ☐ 物価統制令により統制額の指定を受けているもの ☐ その他 ） ☒ ホテル又は旅館 ☐ その他（ ）	
施設の 利用区分	☒ 宿泊施設	日帰り施設の併設	宿 泊 定 員 部 屋 数 ☒ 有 ☐ 無 100 人 25 室
		☒ 日 帰 り 施 設	利用料金（消費税額及び地方消費税額相当額を除く。）
	平日		大人1,500 子供750 円
	休日		大人2,000 子供1,000 円
施設の浴槽数		総浴槽数 30 （うち鉱泉を利用する浴槽数 5 ）	
施設の営業時間等 ※営業時間については、日帰り施設がある場合に記入してください。	営業時間	10 時 00 分から 23 時 00 分まで	
	休業日	なし	
温泉法による営業許可日		〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
公衆浴場法による営業許可日		〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
旅館業法による営業許可日		〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
備考（上記以外の変更等）			

注1 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記入してください。なお、個人番号を記入する場合には、左側を1文字空けて記入してください。

2 該当する□には、レ印を記入してください。

3 施設の構造及び設備並びに鉱泉を利用する浴槽が分かる配置図等を添付してください。

4 日帰り施設（宿泊施設で日帰り施設を併設するものを含む。）にあっては、その利用料金が分かる資料を添付してください。

5 温泉法、公衆浴場法及び旅館業法による許可書等の写しを添付してください。

(4) 帳簿 (徴収原簿)

帳簿 (徴収原簿)									
徴収原簿 (〇〇 年 3 月徴収分)									
指定番号		〇△□◇		紅葉治療施設の名称					
特別徴収義務者の氏名または名称		株式会社〇〇温泉旅館		京都〇〇温泉旅館					
日帰り客分									
日	入湯客総数 (人) ①	総数②(⑦+⑧+⑨)	小学生以下 ⑦	1,500円以下 ⑧	その他 ⑨	課税対象入湯客数 (人) ③(①-②)	入湯税額 (円) ④(③×100)		
1	5	5				0	0		
2	9	9				0	0		
3	25	3	3			22	2,200		
4	18	2	2			16	1,600		
5	2	2				0	0		
6	5	5				0	0		
7	4	4				0	0		
8	4	4				0	0		
9	7	7				0	0		
10	27	2	2			25	2,500		
11	22	2	2			20	2,000		
12	2	2				0	0		
13	5	5				0	0		
14	6	6				0	0		
15	7	7				0	0		
16	10	10				0	0		
17	16	2	2			14	1,400		
18	19	1	1			18	1,800		
19	6	6				0	0		
20	12	1	1			11	1,100		
21	3	3				0	0		
22	2	2				0	0		
23	5	5				0	0		
24	22	3	3			19	1,900		
25	21	2	2			19	1,900		
26	4	4				0	0		
27	0	0				0	0		
28	2	2				0	0		
29	5	5				0	0		
30	7	7				0	0		
31	18	2	2			16	1,600		
計	300	120	20	100	0	180	18,000		

注1 この様式は、京都市条例第185条の規定により、入湯税の特別徴収義務者が、入湯客数、税額その他の必要な事項を記載するために使用するものです。

注2 この徴収原簿は、7年間保管してください。

帳簿 (徴収原簿)									
徴収原簿 (〇〇 年 3 月徴収分)									
指定番号		〇△□◇		紅葉治療施設の名称					
特別徴収義務者の氏名または名称		株式会社〇〇温泉旅館		京都〇〇温泉旅館					
宿泊客分									
日	入湯客総数 (人) ①	総数②(⑦+⑧+⑨)	小学生以下 ⑦	1,500円以下 ⑧	その他 ⑨	課税対象入湯客数 (人) ③(①-②)	入湯税額 (円) ④(③×150)		
1	12					12	1,800		
2	46	3	3			43	6,450		
3	61	7	7			54	8,100		
4	33	2	2			31	4,650		
5	14					14	2,100		
6	16					16	2,400		
7	19					19	2,850		
8	20	3	3			17	2,550		
9	64	6	6			58	8,700		
10	95	12	12			83	12,450		
11	8					8	1,200		
12	11					11	1,650		
13	8					8	1,200		
14	16					16	2,400		
15	14					14	2,100		
16	87	12	12			75	11,250		
17	93	15	15			78	11,700		
18	25	4	4			21	3,150		
19	31	4	4			27	4,050		
20	19	1	1			18	2,700		
21	8					8	1,200		
22	12					12	1,800		
23	41	7	7			34	5,100		
24	75	9	9			66	9,900		
25	19	1	1			18	2,700		
26	13					13	1,950		
27	10					10	1,500		
28	10					10	1,500		
29	14	2	2			12	1,800		
30	46	6	6			40	6,000		
31	60	6	6			54	8,100		
計	1,000	100	100	100	0	900	135,000		

注1 この様式は、京都市条例第185条の規定により、入湯税の特別徴収義務者が、入湯客数、税額その他の必要な事項を記載するために使用するものです。

注2 この徴収原簿は、7年間保管してください。

13 よくある質問

※ 文中の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いたものです。

問1 宿泊客の1人から、病気やけがなどにより温泉に入湯していないとの申出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。
また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればよいですか。

答1 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯される方に課税するものですので、入湯されていない場合は、入湯税を徴収することはできません。

したがって、入湯税をあらかじめ預かっているような場合には、返金いただく必要があります。

また、入湯税納入申告書【8頁記入例参照】の「入湯客総数」からは除外してください。

入湯されているかどうかの判断について、社会通念から温泉旅館等の入湯客が鉱泉浴場に入湯されないことは考え難く、また、個々の入湯客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実に困難と考えられることから、実務的には、入湯していないという申出がない限り、入湯されたものとみなして入湯税を徴収してください。

問2 日帰り入湯における「利用料金」が1,500円以下であれば、課税免除になるそうですが、「利用料金」が休日と平日で異なる場合、どのように取り扱うのでしょうか。

答2 日帰り入湯において、入湯される方の支払う額が1,500円以下であれば、入湯税の課税が免除されます。

例えば、平日1,500円、休日2,000円という料金の設定であれば、入湯税の課税は、平日が免除されますが、休日は課税されます。

問3 日帰り入湯において、無料券、割引券又は回数券を使用した場合、どのように取り扱うのでしょうか。

答3 日帰り入湯において、無料券を使用された場合は、「利用料金」0円ですので入湯税の課税が免除されます。

また、割引券を使用された場合は、割引券を使用して支払う額が1,500円以下であれば、入湯税の課税が免除されます。

回数券について、例えば1回の利用が1,650円のところ、10回分の料金16,500円で購入して11回使用できる場合は、1枚当たりの単価が1,500円となりますので、入湯税の課税が免除されます。

※宿泊客の入湯については、利用料金による課税免除の規定はありません。

問4 日帰り入湯において、課税免除となる「利用料金」を判断する基準を教えてください。

答4 日帰りの入湯における「利用料金」の判断基準は、次のとおりです。

① 入湯行為があるかどうか。

入湯行為がなく、食事利用のみの場合は、課税の対象外となります。

② 入湯のみの料金設定があり、明示され、実際に入湯のみの利用ができるかどうか。

ア 入湯のみの料金設定があり、明示され、実際に入湯のみの利用ができる場合
入湯のみの料金を「利用料金」とします。

イ 入湯のみの料金設定があり、明示されていても、実際には入湯のみの利用が
できない場合、又は入湯のみの料金設定がない場合

入湯以外の料金や追加料金を含めた合計の料金を「利用料金」とします。

(なお、詳細については、2～4頁を御確認ください。)

問5 修学旅行の事前調査のために宿泊された方については、修学旅行その他学校行事に参加している引率者に該当し、入湯税の課税が免除されますか。

答5 入湯税が免除される引率者とは、その学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加されている生徒等を現に引率されている方をいいます。

したがって、修学旅行の事前調査のために宿泊された方については、引率者に該当しないため、入湯税の課税が免除されません。

問6 高等学校の卒業生を対象として、その学校が主催する旅行に参加される方及び引率の方は、修学旅行その他学校行事に参加されている方及び引率の方に該当し、入湯税の課税が免除されますか。

答6 学校行事とは、入湯税の課税が免除される学校が、その学校の生徒等を対象として学校教育上の観点から主催する行事をいいますが、卒業生については、その学校の生徒には当たりません。

したがって、その旅行に参加されている卒業生及び引率の方については、入湯税の課税が免除されません。

問7 入湯税の申告をしなかったり、納入しなかった場合は、どうなりますか。

答7 地方税法及び京都市市税条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出するとともに、前月中に徴収すべき入湯税を納入しなければならない、とされています。

期限までに申告されなかったり、過少な申告をされた場合には、加算金が課されることがあり、期限までに納入されない場合は、税金のほかに延滞金が課されることがあります。また、期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、特別徴収義務者に対して財産の差押え等の滞納処分を行うこととなります。

14 参考資料（法令の規定）

(1) 京都市市税条例（抄）

（入湯税の納税義務者等）

第176条 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第177条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 共同浴場又は公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で物価統制令第4条に規定する統制額の指定を受けているものにおいて入湯する者
- (3) 入湯しようとする者が支払うべき料金が1,500円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。）以下である施設において宿泊を伴わないで入湯する者
- (4) 前3号に掲げるものを除くほか、公益上その他の事由により市長が特に課税を不相当と認める者

（入湯税の税率）

第178条 入湯税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、入湯客1人1日（第1号の場合にあっては、1泊をもって1日とする。）につき、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 宿泊を伴う入湯 150円
- (2) 宿泊を伴わない入湯 100円

第2款 徴収

（入湯税の徴収の方法）

第179条 入湯税の徴収については、特別徴収の方法による。

（入湯税の特別徴収の手続）

第180条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第1項の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その納入金を納入書により納入しなければならない。

（特別徴収義務者の申告）

第184条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營を開始する日の前日までに、市長が定める事項を記載した申告書にその事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第185条 入湯税の特別徴収義務者は、入湯客数、税額その他必要な事項を帳簿に記載

しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から7年間これを保存しなければならない。

(2) 京都市市税条例施行細則（抄）

（入湯税の課税免除）

第4条の8 京都市市税条例（以下「条例」という。）第177条第4号に規定する市長が特に課税を不適当と認める者は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童（条例第177条第1号に掲げる者を除く。）、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの
- (2) 前号に規定する学校が主催する修学旅行その他学校行事の引率者
- (3) 医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設において入湯する者

(3) 京都市入湯税取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、条例及び京都市市税条例施行細則（以下「細則」という。）に規定する入湯税について、その取扱い等を定める。

（鉱泉浴場の定義）

第2条 条例第176条に規定する「鉱泉浴場」とは、温泉法第2条第1項に規定する温泉を利用する浴場をいう。

ただし、同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認められるもの（いわゆる「運び湯」を利用する浴場等）も含むものとする。

（共同浴場等の定義）

第3条 条例第177条第2号に規定する「共同浴場」とは、業として経営される浴場でないもので、寮、社宅、療養所等に付設され、専ら日常の利用に供されるものをいう。

（入湯しようとする者が支払うべき料金の定義）

第4条 条例第177条第3号に規定する「入湯しようとする者が支払うべき料金」とは、入湯料、入館料、入場料、休憩料等の名称の如何にかかわらず、入湯施設内の鉱泉浴場を利用するために支払う料金をいう。

- 2 鉱泉浴場を利用するために支払う料金に、食事・タオル・休憩等、入湯以外の料金（以下「入湯外料金」という。）が含まれている場合は、入湯施設において別途鉱泉浴場の入湯のみに要する料金（以下「単独入湯料金」という。）が設定・明示され、かつ、単独入湯料金で入湯のみの利用が可能であるときは、単独入湯料金（利用可能でないときは単独入湯料金と入湯外料金の合計料金）を「入湯しようとする者が支払うべき料金」とする。
- 3 入湯外料金に、追加の料金を支払えば入湯できる場合は、入湯施設において単独入湯料金が設定・明示され、かつ、単独入湯料金で入湯のみの利用が可能であるときは単独入湯料金（利用可能でないときは入湯外料金と追加入湯料金の合計料金）を「入湯しようとする者が支払うべき料金」とする。
- 4 料金が曜日により異なる場合は、利用する日の料金を「入湯しようとする者が支払う

べき料金」とする。

- 5 無料券や割引券を使用する場合は、当該券を使用して入湯客が支払う料金を「入湯しようとする者が支払うべき料金」とする。
- 6 回数券を使用する場合は、販売額を利用可能回数で除した金額を「入湯しようとする者が支払うべき料金」とする。
- 7 会員としての期間に応じた会費等が設定されている場合は、当該会費等を会員としての利用可能回数で除した金額を「入湯しようとする者が支払うべき料金」とする。

(宿泊の定義)

第5条 条例第177条第3号並びに第178条第1号及び第2号に規定する「宿泊」とは、旅館業法第2条第5項又は住宅宿泊事業法第2条第2項に規定する宿泊をいう。

ただし、一度の滞在で2暦日にわたらない場合（いわゆる「デイクース」）は、「宿泊」に該当しないものとする。

(宿泊を伴う入湯の取扱い)

第6条 条例第178条第1号に規定する「宿泊を伴う入湯」について、鉱泉浴場が設置された宿泊施設において宿泊する者は、宿泊を伴う入湯客とみなし、入湯税を課するものとする。

ただし、特別徴収義務者において個々の入湯客の入湯の有無を把握することができる場合は、入湯していない者に対して、入湯税を課さない。

(入湯行為に係る税率の適用)

第7条 条例第178条に規定する税率は一の鉱泉浴場における入湯行為（複数の鉱泉浴場においては、それぞれの鉱泉浴場ごとの入湯行為）に対して、その入湯回数にかかわらず、1人1日（同条第1号の場合にあっては、1泊をもって1日）につき、同条各号に掲げる額を課する。

ただし、複数の鉱泉浴場がある入湯施設において、条例第177条第3号に規定する「入湯しようとする者が支払うべき料金」を1回支払うことにより複数の鉱泉浴場の入湯が可能である場合については、一の鉱泉浴場への入湯とみなす。

(学校が主催する修学旅行その他学校行事等の定義)

第8条 細則第4条の8第1号及び第2号に規定する「修学旅行その他学校行事」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が、当該学校の児童、生徒又は学生を対象として、学校教育上の観点から主催する修学旅行、遠足、部活動等の行事をいう。

- 2 細則第4条の8第2号に規定する「引率者」とは、同条第1号に規定する学校が学校教育上の観点から、当該学校の児童、生徒又は学生の引率を現に行う教師などの学校関係者、心身の障害等により介助を必要とする生徒等と同行する看護師及び保護者等をいい、旅行業者の添乗員等を含まない。

(4) 地方税法（抄）

（入湯税）

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（入湯税の徴収の方法）

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（入湯税の特別徴収の手続）

第701条の4 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権）

第701条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

(1) 特別徴収義務者

(2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者

(3) 前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。

（入湯税に係る検査拒否等に関する罪）

第701条の6 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(2) 前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

(3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第701条の7 第701条の4第2項の規定により徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が100万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第1項の違反行為をした場合には、その行為を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

地方税ポータルシステム【エルタックス】

eLTAX

京都市への入湯税の申告納入手続については、電子申告を御利用いただけます。

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、
eLTAXホームページを御覧ください。

eLTAXホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、eLTAX利用に際して、御不明な点等がございましたら、
eLTAXホームページの「よくあるご質問」を御覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」: <https://eltax.custhelp.com/>

入湯税の申告についてのお問合せ先・申告書の提出先

京都市市税事務所 法人諸税室 事業所税担当（入湯税担当）

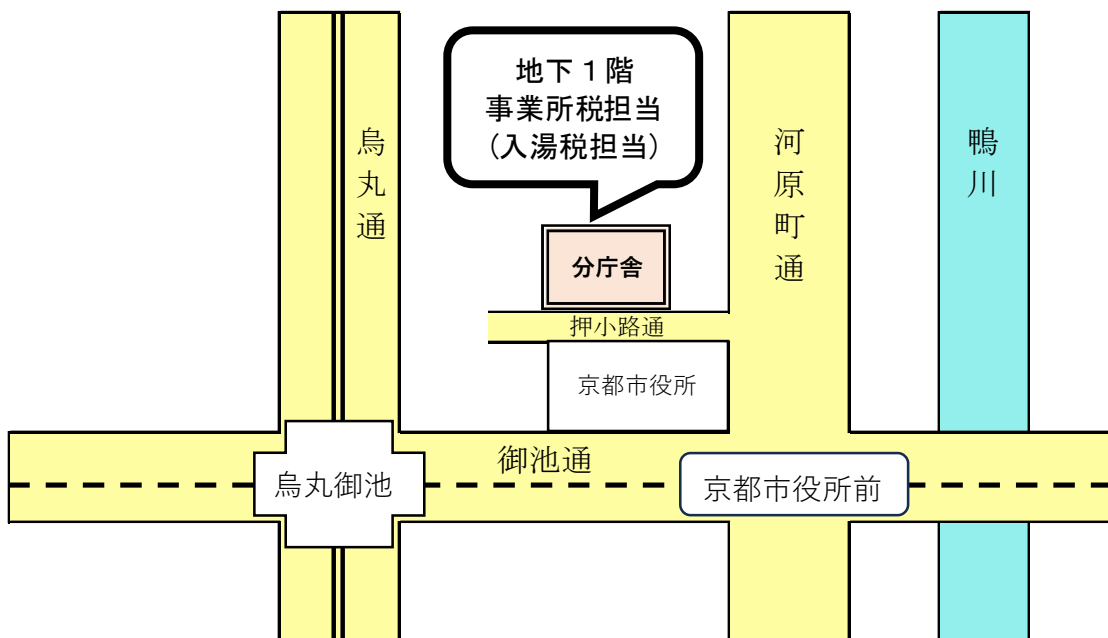
TEL（０７５）２２２－３６６９

FAX（０７５）２１３－５３０５

**〒６０４－８５７１ 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地
市役所分庁舎 地下１階**

＜最寄駅＞地下鉄東西線「京都市役所前駅」、京阪電車「三条駅」

※駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。



入湯税については、京都市ホームページ「京都市情報館」

で検索できます。

令和８年２月発行

編集・発行 京都市市税事務所 法人諸税室 事業所税担当

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ

